

ゾーニング手法等により抽出した適地について

1. ゾーニング手法等による抽出

一次選定は、最終処分場立地に関する制約条件に基づくゾーニング手法等によって、適地の抽出を行った。抽出方法を次に示す。

(1) 関連法規制の整理

最終処分場の立地に関する法規制について、各種法規制状況等をもとに整理した。

回避すべき区域については、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版（（社）全国都市清掃会議）」や、他県における公共関与型最終処分場の適地選定報告書を参考に①自然環境保全、②土地利用計画、③防災、④その他の観点から設定した。

なお、抽出にあたっては以下の手法を用いた。

- ・作業は地図情報を基にGIS（地理情報システム）を用いて行う。
- ・作業に使用する図面は1：25,000地形図とする。

(2) 規制条件レイヤの作成

関連する法規制のうち、規制条件として設定した項目を表1に示す。また、規制条件に設定しなかった項目を、その理由とともに表2に示す。

図2に規制条件レイヤを地図上に色分けして示す。

表1 規制条件レイヤとして設定した項目

No	項目	内容説明
1	ラムサール条約登録湿地	水鳥の生息地として国際的に重要な湿地。
2	自然公園	環境大臣が指定する国立公園、国定公園、知事が指定する県立自然公園の総称。
3	県自然環境保全地域	良好な自然を県として保全していくことが必要と認められる地域として、県知事が指定した地域。
4	緑地環境保全地域	自然環境を保全することが、地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域として県知事が指定した地域。 ※原則として規制区域の扱いとするが、適地の一部のみが存在する場合は、当該箇所を適地として抽出する。
5	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区内で、鳥獣保護又はその生息地保護のため特に必要があると認め、一定の開発が規制される区域。
6	国有林	国家の所有する森林。
7	保安林（国有林）	水源の涵養、土砂の崩壊等災害の防備、生活環境の保全・形成等公益目的を達成するため農林水産大臣が国有林内に指定する森林。
8	保安林（民有林）	上記の公益目的を達成するため農林水産大臣又は都道府県知事が民有林内に指定する森林。
9	保護林及び緑の回廊	保護林：学術研究、貴重な動植物の保護、風致の維持等の面で重要な役割を担う国有林野。 緑の回廊：保護林同士を連結して、野生動植物の広域的な繋がり、分断された個体群の相互交流、生物多様性保全を促す国有林野。
10	自然再生事業対象区域	自然再生推進法に基づいて指定される、過去に損なわれた自然を積極的に取り戻すことを目的とした区域。
11	土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づいて指定される、土砂災害のおそれがある区域。

No	項目	内容説明
12	土砂災害危険箇所 ・地すべり ・土石流 ・急傾斜地崩壊	国土交通省の調査・点検要領に基づき抽出された、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3つの土砂災害の危険性のある箇所。
13	災害危険区域 ・浸水想定区域	水防法第14条により定める、想定最大降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
14	ふるさと宮城の水循環保全条例に基づく水道水源特定保全地域	流域水循環計画に基づき、地域の良好な水環境の保全を図る上で特に重要と認められる区域。
15	景観計画区域	景観法において、景観行政団体（仙台市、登米市、松島町、塩竈市、多賀城市）が景観計画で定めた区域。
16	仙台市杜の都の風土を守る土地利用調整条例（郊外部）	仙台市において、郊外部（市街化区域以外の区域）における適切な土地利用誘導を実現するため、条例に基づいて指定される区域。
17	同上（自然環境保全区域）	
18	同上（集落等環境保全区域）	
19	同上（森林保全区域）	
20	同上（農用地保全区域）	
21	市街化区域	
22	用途地域	市街化区域：既に市街地になっている区域、公共施設や面的な整備を行う区域。
23	その他用途地域	用途地域：市街化区域内に各種の用途に応じて定める地域。
24	農用地区域	農業振興地域内で集団的に存在する農地や、高生産性の農地等、農業利用を確保すべき土地として市町村に指定された土地。 ※原則として規制区域の扱いとするが、適地の一部のみが存在する場合は、当該箇所を適地として抽出する。
25	農用地区域以外の農地（一団の農地）	一団の農地は、甲種農地、第1種農地とする。 甲種農地：市街化調整区域内で農業公共投資後8年以内等の条件を満たす農地。 第1種農地：市街化調整区域内で集団農地（10ha以上）等の条件を満たす農地。 ※宮城県内の一団の農地を網羅的に把握できる最新情報がなく、所管する市町村へのヒアリングを行わなければ利用の可否を断定できない。そのため、原則として規制区域の扱いとするが、適地の一部のみが存在する場合は、当該箇所を適地として抽出する。
26	土地改良区	土地改良法に基づいて設立される法人・公共組合が施行する土地改良事業の受益地となる農用地。

表2 規制条件レイヤとして設定しなかった項目

No	項目	内容説明	不採用の理由
1	河川区域・河川保全区域	河川区域：堤防間の河川としての役割をもつ土地。 河川保全区域：河川区域に隣接する土地。	面ではなく線状の規制区域であり、また、手続きによって最終処分場の設置が可能である区域のため。
2	宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域のうち、規制の必要がある区域。	宮城県内では仙台市内のみ指定区域があり、仙台市内は別項目（仙台市杜の都の風土を守る土地利用調整条例等）によって、いずれにせよ除外される区域のため。
3	鳥獣保護区	鳥獣保護の見地から環境大臣又は都道府県知事が指定する区域。	鳥獣保護区は、狩猟が禁止されている区域であり、開発行為に係る規制はないため。
4	市街化調整区域	市街化を抑制する区域。	最終処分場の設置は市街化には当たらず、また、手続きによって設置が可能である区域のため。

(3) 抽出条件の設定

適地の抽出条件を、表3に示す。

表3 抽出条件

項目	抽出条件
敷地面積要件	おおむね 30ha 以上を確保する。
埋立容量要件	おおむね 200 万 m^3 を確保する。
アクセス要件	アクセス用道路が確保できるように、既存道路の沿線若しくは近隣に位置する用地を選定する。
地形要件	谷筋勾配が緩やかで、かつ両側の斜面勾配が 1 : 1.5 以上を有している地形を原則とする。

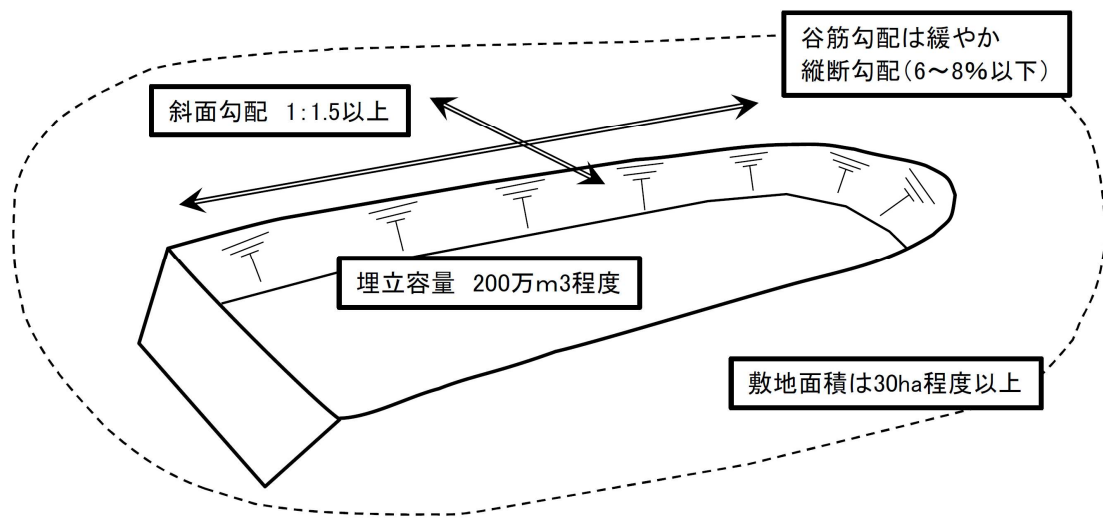


図1 抽出条件のイメージ

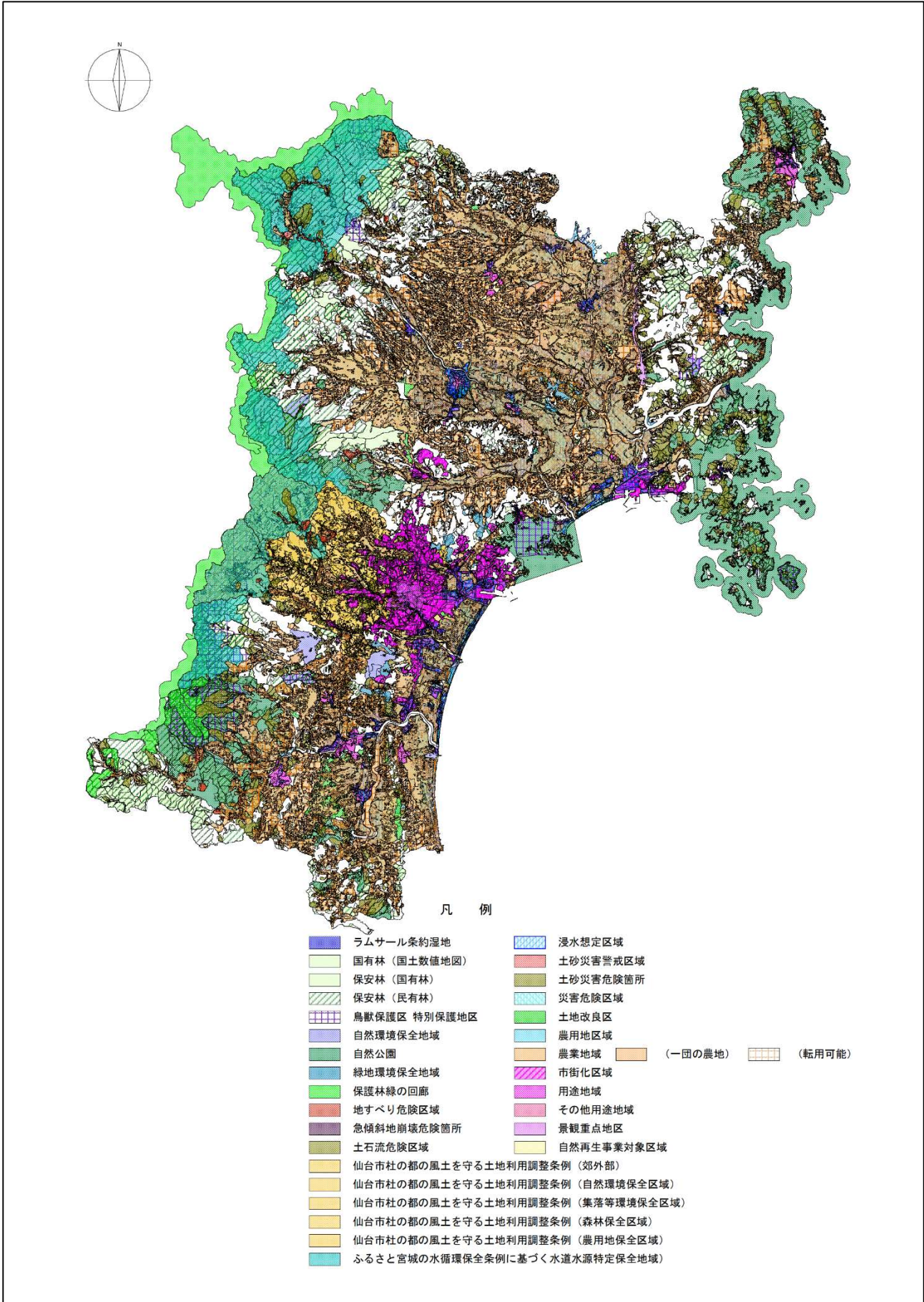


図2 規制条件レイヤ